

全高長 第 74 号
平成19年12月20日

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会
学校健康・安全部会 部会長 様

全国高等学校長協会
会長 島 宮 道 男
(公印省略)

審議経過報告への全高長意見

ヘルス・プロモーションは、長寿社会である日本では極めて大切な考え方であり、その基礎を学校教育に置くことの重要性は言うまでもない。また子ども達を巡る事件報道の現状を見れば、セイフティ・プロモーションも、学校・家庭・社会の中での推進が強く求められていると言えるだろう。

以下、「I 子どもの健康安全を守るための基本的な考え方」への意見を申し述べる。

(学校における健康・安全に関する推進体制の構築について)

p3 には「学校においても、子どもと教職員の健康の保持増進のために組織的な取り組みが容易となるよう、校長のリーダーシップの下、日頃から運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にしつつ、体制を整えておくことが大切である」と述べられている。誠にもっともだが、その実現のためには、養護教諭の各校配置を「努力規定」ではなく「必置規定」に戻す必要がある。

- 1) 平成16年3月31日文部科学省令第20号「高等学校設置基準」によると、第9条(養護教諭等)に「高等学校には相当数の養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くように努めなければならない」とある。
- 2) 平成19年度の高校への進学率は98%に近く、結果的に生徒多様化が更に進み、中学校で数百日の不登校経験のある生徒も高校生となっている現実がある。
学力のみでなく心身にも問題を抱える生徒多数の中で、当然ながら養護教諭の管掌範囲は拡大しつつある。
- 3) 生徒や家庭との対応に追われ、一人ひとりの生徒にじっくりと向き合う時間を取りにくい教諭に対して、専門的な知見の持ち主として養護教諭の助言の必要性は一層高まっている。
- 4) <役割分担を明確にしつつ>ではなく、養護教諭やカウンセラー等との連携促進を含め、教職員の協働体制を整えることこそ、校長の責務であろう。

(取り組みに当たっての留意点)

p4 以下に、保護者・関係機関との連携を謳い、学校の校内体制確立に当たっての組織の効率的運営が説かれている。

- 1) 学校週5日制下で、公立学校教師の繁忙度は高まっている現状を踏まえると、「必要な情報提供や助言・指導その他の援助を行う」の中で、とりわけくその他の援助への充実が望まれる。
- 2) 具体的には、生徒から見ると「相談に乗ってくれる人の増員」「相談に適した環境整備」であり、学校経営から見ると保健主事を中心とした組織の充実・活性化である。
だが保健主事が充て職であることに起因する限界がある。つまり、持ち時間軽減もない中で、教科指導もし、担任等もしているのが現状なのである。
- 3) 最終責任者は勿論管理職だが、特別支援が必要な生徒を含め、在籍生徒支援に際しては、外部関係機関との連携密接化にコーディネート機能が不可欠である。
これを実務担当者の養護教諭に分担させると、生徒対応が手薄になるオソロが発生する。
有効な取り組みを実現するためには、まず養護教諭必置、その上で養護教諭の役割拡大に伴う複数配置、加えてコーディネーター配置等、人員増必須と考える。
- 4) 校内取り組みを活性化し外部との連携を深めるためには、関係諸機関を結ぶ情報や支援のネットワーク構築が喫緊の課題である。
基本的なネットワークをどこが中心となって企画・推進するか、地域や学校がそれをどう活用していくか。ネットワークの青写真提示が必要と考える。